

1. 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項

【策定の趣旨】

国民健康保険は市町村単位で運営しているため、小規模保険者が多く、財政が不安定になりやすく、また、事務処理方法にばらつきがある等の財政運営及び事業運営の課題がある。

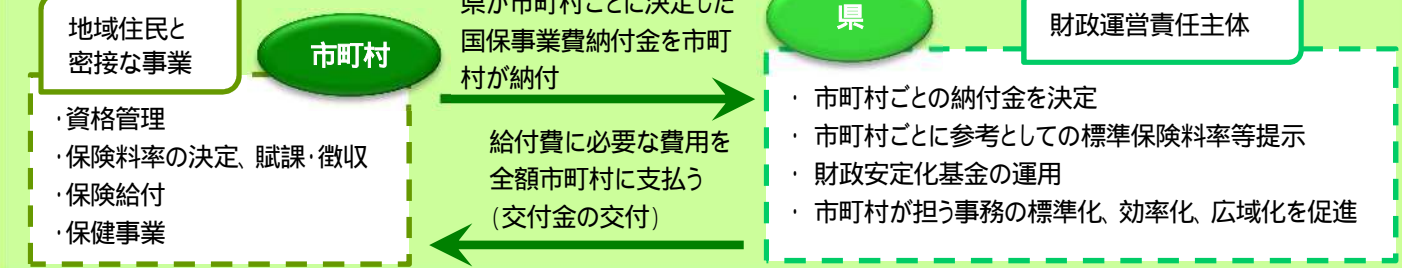
このため、国保法が改正され、平成30年度から、県と市町村が一体となって、国民健康保険の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進するために、県内の統一の方針として、山梨県国民健康保険運営方針を定める。(国保法第82条の2)

【検証・見直し】

平成30年4月1日からを対象とし、3年ごとに必要な見直しを行う。

【参考】

【県と市町村との役割分担】



2. 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【医療費等の動向】

H27年度	最高		最低		対比	
医療費(一人当たり)	576,872円	早川町	267,030円	小菅村	2.16倍	
保険料調定額(一人当たり)	119,404円	道志村	55,197円	丹波山村	2.16倍	
収納率	100%	小菅村	89.61%	甲府市	10.39ポイント	
財政状況の現況	形式収支			実質収支		
	単年度収支	黒字	赤字	単年度収支	黒字	赤字
	1,244百万円	26	1	460百万円	12	15

【将来の見通し】

H27年度からH37年度にかけて、被保険者数は約12%減少、医療費は約19%増加すると推計される。

厳しい
運営状況

保険料の適正な設定や徴収
保険給付の適正な実施
医療費の適正化等の取組が必要

【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

適正な保険料の設定や医療費適正化の取組によって、実質的に黒字を達成している市町村もある一方、法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用等により決算補填を行っている市町村もあることから、これらの法定外の一般会計繰入等については解消・削減していく。

【赤字解消・削減の取組、目標年次等】

赤字が生じた市町村については、要因分析を行い、赤字解消・削減の計画を策定する。単年度での赤字の解消が困難な場合は、5年程度の中期的目標を定める。

【財政安定化基金の運用】

給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合には、県及び市町村に対し、貸付又は特別な事情が生じた場合に交付を行う。

3. 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項は、将来的な保険料負担の平準化を進めるための当該都道府県における1つの指標として、保険料の標準的な算定方法を定めるものである。

4. 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項では、市町村が収納率を向上させ、必要な保険料を徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組む事項等を定めるものである。

5. 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

国保財政を「支出面」から管理する上で、保険給付の実務が法令に基づく統一ルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組む事項等を定めるものである。

6. 医療費の適正化の取組に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項においては、国保の財政運営に当たり、「支出面」の中心である医療費について適正化を行い、国保財政の基盤を強化するための取組等を定めるものである。

7. 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項においては、市町村が担う事務について、都道府県が中心となり市町村の事務の広域化・効率化を推進するため必要な取組を定めるものである。

8. 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項は、医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組を定めるものである。

9. 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項に関する事項

【記載内容 ~ガイドラインより~】

本項は、国保運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項について定めるものである。